

## < 賃金構造基本統計調査の匿名データ作成検討に至る経緯 >

公的統計の整備に関する基本的な計画（平成30年3月6日閣議決定）

（別表 今後5年間に講ずる具体的施策）

賃金構造基本統計調査における匿名データの提供について、政府全体での検討状況も踏まえ、匿名データ化の手法が確立している世帯調査の手法を準用できる可能性のある個人票の提供を優先的に検討する。（平成30年度から）



「調査変更」諮問の答申（諮問第127号）（平成31年4月26日統計委員会）

個人票の情報のみならず、当該事業所情報を付加することも含め、利用者にとってより利便性の高いデータ提供に向けた検討を推進する必要がある。



平成30年度統計法施行状況に関する審議結果（令和元年9月30日統計委員会）

（厚生労働省の取組状況）

- ・令和2年調査における調査方法の見直し等、第Ⅲ期基本計画に示された課題に係る検討を優先
- ・事業所票と個人票の情報を合わせることで、個人及び事業所が特定されやすくなるなど、匿名化の困難度が高いこともあり、匿名化を行う上での課題の洗い出しに止まっている。
- ・令和4年度末の提供開始を念頭

（取組状況に関する評価）

- ・個人票だけでなく事業所票の情報も合わせた匿名データ化の手法についても検討が必要。
- ・他の事業所調査とも共通の横断的な課題も想定され、丁寧かつ慎重に検討すべき。
- ・事業所データに係る匿名化等については、調査票情報の利用制度において必要な分析に応じられるよう、総務省統計研究研修所の支援を受けつつ、統計委員会で一定の結論を得る。